

議第57号

三島市民文化会館条例の一部を改正する条例案

三島市民文化会館条例（平成2年三島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

1 ホールの利用料金の限度額等

区分		基本利用料金					
		午前	午後	昼間	夜間	午後・ 夜間	全日
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午前9時 から午後 4時30分 まで	午後5時 30分から 午後9時 30分まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
大ホール	平日	15,100円	24,810円	39,910円	32,360円	57,170円	72,270円
	土曜日	17,260円	29,130円	46,390円	38,840円	67,970円	85,230円
	日曜日 休日						
小ホール	平日	6,460円	10,780円	17,240円	14,020円	24,800円	31,260円
	土曜日	7,540円	12,940円	20,480円	17,260円	30,200円	37,740円
	日曜日 休日						

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。
- 2 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日で、休日を除いた日をいう。
- 3 利用者が、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に、次に掲げる入場料等の入場者1人当たりの徴収額の最高額の区分に従い、それぞれ当該区分に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 1,000円以下のとき 100分の150（商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合にあっては、100分の200）
 - (2) 1,000円を超え3,000円以下のとき 100分の200
 - (3) 3,000円を超えるとき 100分の250
- 4 利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合で、入場料等を徴収しないときの利用料金の限度額は、基本利用料金の額

に100分の200を乗じて得た額とする。

- 5 準備若しくは片付け又は練習のために利用する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 6 冷暖房設備を利用する場合の利用料金の額は、当該利用時間区分の利用料金の額に冷暖房設備利用料金の額(当該利用時間区分の利用料金の額に100分の50を乗じて得た額。ただし、準備若しくは片付け又は練習のために利用する場合は、当該利用時間区分の基本利用料金の額に100分の50を乗じて得た額)を加えた額とする。
- 7 利用の承認を受けた利用時間区分を超えて利用する場合の利用料金の額は、30分につき当該利用時間区分(全日の利用又は昼間の利用の場合における午前9時前の利用にあつては午前、午後・夜間の利用の場合における午後1時前の利用又は昼間の利用の場合における午後4時30分後の利用にあつては午後、全日の利用又は午後・夜間の利用の場合における午後9時30分後の利用にあつては夜間)の利用料金の額(冷暖房設備を利用する場合にあつては、当該冷暖房設備利用料金の額を加えた額)の100分の15に相当する額とする。この場合において、30分未満の端数は、15分以上をもって30分とみなす。
- 8 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 会議室等の利用料金の限度額等

区分		基本利用料金					
		午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
会議室	大会議室(展示室兼用)	3,220円	4,300円	7,520円	5,380円	9,680円	12,900円
	第1会議室(展示室兼用)	1,600円	2,140円	3,740円	2,680円	4,820円	6,420円

	第2会議室(展示室兼用)	1,600円	2,140円	3,740円	2,680円	4,820円	6,420円
	第3会議室	1,070円	1,600円	2,670円	2,140円	3,740円	4,810円
	和室	2,140円	2,680円	4,820円	3,220円	5,900円	8,040円
	特別会議室	3,220円	4,300円	7,520円	5,380円	9,680円	12,900円
練習室	第1練習室	2,680円	3,220円	5,900円	3,760円	6,980円	9,660円
	第2練習室	2,140円	2,680円	4,820円	3,220円	5,900円	8,040円
大ホール楽屋	第1楽屋	750円	750円	1,500円	750円	1,500円	2,250円
	第2楽屋	530円	530円	1,060円	530円	1,060円	1,590円
	第3楽屋	1,070円	1,070円	2,140円	1,070円	2,140円	3,210円
	第4楽屋	1,070円	1,070円	2,140円	1,070円	2,140円	3,210円
	第5楽屋	530円	530円	1,060円	530円	1,060円	1,590円
小ホール楽屋	第1楽屋	750円	750円	1,500円	750円	1,500円	2,250円
	第2楽屋	530円	530円	1,060円	530円	1,060円	1,590円
	第3楽屋	1,070円	1,070円	2,140円	1,070円	2,140円	3,210円
リハーサル室(ホール併用)		1,600円	2,140円	3,740円	2,680円	4,820円	6,420円
リハーサル室(ホール併用以外)		2,680円	3,220円	5,900円	3,760円	6,980円	9,660円
ロビー	1平方メートルにつき	20円	20円	20円	20円	20円	20円
エントランスホール		20円	20円	20円	20円	20円	20円
屋外広場		20円	20円	20円	20円	20円	20円

備考

- 1 利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合の利用料金の限度額は、基本利用料金の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 2 大会議室、第1会議室及び第2会議室を展示室として利用する場合(利用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で利用する場合を除く。)の利用料金の限度額は、基本利用料金に100分の70を乗じて得た額と

する。

3 利用の承認を受けた時間区分を超えて利用する場合の利用料金は、ホールの利用の例による。ただし、ロビー、エントランスホール及び屋外広場にあつては、この限りでない。

4 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 附属設備等の利用料金の限度額等

区分	単位	金額			摘要
		大ホール	小ホール	その他	
舞台設備	所作台	一式	10,780円	5,380円	化粧 ^{かまち} 框を含む。
	花道所作台	一式	1,070円		化粧框を含む。
	音響反射板	一式	8,620円	4,300円	天井反射板の照明を含む。
	ひな壇用けこみ	一式	200円	200円	
	平台	1台	150円	150円	
	金びょうぶ	1双	1,600円	1,600円	
	鳥の子びょうぶ	1双	1,280円	1,280円	
	松羽目	一式		1,070円	
	鳥屋囲	一式	1,070円		
	めくり台	1台	100円	100円	
	地 ^{がすり} 絣	一式	1,070円	530円	
	バレエ用シート	一式	1,070円	530円	
	緋毛せん ^ひ	1枚	200円	200円	
	上敷	1枚	200円	200円	
	長座布団	1枚	200円	200円	
	紗幕 ^{しや}	1張	1,070円	530円	
	浅黄幕	1対	1,070円		
	紅白幕	1対	1,070円		
	松羽目・竹羽目	一式	2,140円		
	演台	一式	1,070円	530円	花台を含む。

	司会者台	1台	530円	530円	
	長机	1台	100円	100円	
	いす	1脚	50円	50円	
	箱足等足類	1脚	50円	50円	
	指揮者台	1台	300円	300円	譜面灯を含む。
	指揮者用譜面台	1台	200円	200円	
	譜面台	1台	100円	100円	譜面灯を含む。
	コントラバス奏者用いす	1脚	100円	100円	
	ドライアイスマシン	1台	530円	530円	ドライアイスを除く。
	スモークマシン	1台	530円	530円	薬品を除く。
	雪かご	1台	200円		
照明設備	フットライト	1列	630円	420円	
	花道フットライト	1列	300円		
	ローアークホリゾン トライト	1列	1,070円	630円	
	トーマンタルス ポットライト	1台	200円	200円	
	ボーダーライト	1列	850円	530円	
	サスペンション ライト	1台	200円	200円	
	アッパーホリゾ ントライト	1列	2,140円	850円	
	コンダクタース ポットライト	1台	200円		
	フロントサイド スポットライト	1台	200円	200円	
	センターフォ ロースポットラ イト	1台	2,140円	1,070円	
	スポットライト A	1台	200円	200円	

スポットライト B	1台	200円	200円
スポットライト C	1台	100円	100円
スポットライト D	1台	100円	100円
スポットライト E	1台	200円	200円
スポットライト F	1台	100円	100円
スポットライト G	1列	530円	530円
シーリングス ポットライト	1台	300円	200円
フットスポット ライト	1台	100円	100円
エリプソイダル スポットライト A	1台	420円	420円
エリプソイダル スポットライト B	1台	300円	300円
ストリップライ トA	1列	300円	300円
ストリップライ トB	1列	200円	200円
プロジェクター スポットライト	1台	200円	200円
リニアエフェク ト	1台	1,070円	1,070円
エフェクトマシ ン	1台	850円	850円
芯なしダブルマ シン	1台	850円	850円
リップルマシン	1台	530円	530円
スライドキャリ	1台	850円	850円

ア					
先玉	1個	100円	100円		
ミラーボール	1台	850円	850円		
ストロボスコープ	一式	850円	850円		
オーロラマシン	1台	850円	850円		
ファイアエフェクト	1台	850円	850円		
種板	1枚	100円	100円		
星球	一式	850円	850円		
スピナー	1台	850円	850円		
ブラックライト	1台	200円	200円		
レーザースポット	1台	300円	300円		
スタンド	1台	50円	50円		
ライトタワー	1台	300円			
展示用スポットライト	1個			50円	
Aセット	一式	21,570円	11,860円		ボーダーライト(2列以内) スポットライト(大ホール40台以内、小ホール20台以内) アッパーホリゾントライト(1列) ロアーホリゾントライト(1列) シーリングスポットライト(大ホール20台以内、小ホール18台以

						内) フロントサイドスポットライト(大ホール20台以内、小ホール12台以内)
	Bセット	一式	12,940円	9,700円		ボーダーライト(2列以内) スポットライト(20台以内) アップーホリゾントライト(1列) ローアーホリゾントライト(1列) シーリングスポットライト(10台以内) フロントサイドスポットライト(10台以内)
	Cセット	一式	4,300円	2,140円		ボーダーライト(1列) スポットライト(大ホール10台以内、小ホール6台以内) フロントサイドスポットライト(大ホール10台以内、

						小ホール6台 以内)
音響設備	音響調整卓	一式	3,220円	2,140円		
	舞台そで操作架	一式	1,600円	1,070円		
	オープンテープ レコーダー	1台	1,070円	1,070円		
	デジタルオー ディオテープレ コーダー	1台	1,070円	1,070円		
	レコードプレー ヤー	1台	1,070円	1,070円		
	ワイヤレスマイ クA	1本	850円	850円		電池を除く。
	ワイヤレスマイ クB	1本	1,070円	1,070円		電池を除く。
	移動型フォール ドバックスピー カー	1台	850円	850円		
	ステージスピー カー	1台	1,600円	1,600円		
	エレベーターマ イク装置	一式	530円			マイクを除 く。
	3点づりマイク 装置	一式	1,070円	1,070円		マイクを除 く。
	ステレオマイク	1本	1,600円	1,600円		
	コンデンサ型マ イクA	1本	1,070円	1,070円		
	コンデンサ型マ イクB	1本	850円	850円		
	ダイナミック型 マイクA	1本	850円	850円		
	ダイナミック型 マイクB	1本	750円	750円		
	ダイナミック型 マイクC	1本	630円	630円		
リボン型マイク	1本	850円	850円			

	マイクスタンド	1台	50円	50円		
	アンプ内蔵スピーカー	1台	530円	530円		
	インカム装置	一式	1,070円	1,070円	1,070円	電池を除く。
	ワイヤレスアンプ	一式	1,070円	1,070円		
	ビデオデッキ	一式			1,070円	テレビジョンを含む。
	ステレオ再生装置	一式			530円	
映写設備	スクリーン	一式		530円		
	35ミリ映写機	一式	8,620円			映写機2台で一式とする。
	16ミリ映写機	一式	2,140円	2,140円		
	スライド映写機	一式	300円	300円	300円	
楽器	外国製フルコンサート・グランドピアノ	1台	10,780円	10,780円		調律料を除く。
	日本製フルコンサート・グランドピアノ	1台	5,380円	5,380円		調律料を除く。
	日本製グランドピアノ	1台			1,070円	調律料を除く。
	大太鼓	一式	530円	530円	530円	
	平太鼓	一式	300円	300円	300円	
その他	オーバーヘッドプロジェクター	1台	530円	530円	530円	スクリーンを含む。
	テレビジョン中継料	一式	10,780円	10,780円		
	ラジオ中継料	一式	3,220円	3,220円		
	シャワー室	1回	2,140円	2,140円	2,140円	
	持込器具に係る電源使用料	1台	100円	100円	100円	消費電力が1キロワット以下のもの
		1台	200円	200円	200円	消費電力が1

		1台	420円	420円	420円	キロワットを 超え2キロワ ット以下のも の 消費電力が2 キロワットを 超え3キロワ ット以下のも の
		1台	1,070円	1,070円	1,070円	消費電力が3 キロワットを 超えるもの

備考

- 1 この表に掲げるもの以外の附属設備又は備品の利用料金の限度額は、類似する附属設備又は備品の利用料金の限度額に準じて算定した額とする。
- 2 利用料金は、午前、午後及び夜間の区分ごとにそれぞれ徴収する。この場合において、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後4時30分まで、夜間とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 3 シャワーの利用については、上記2の区分中における利用をもって1回とする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に承認した三島市民文化会館の利用に係る料金の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士